

制限付一般競争入札実施要綱

平成8年4月1日市長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、千歳市が発注する建設工事（以下「工事」という。）を、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定に基づく一般競争入札（以下「制限付一般競争入札」という。）により、契約を締結しようとする場合における基本的事項を定め、もってその適正な執行を図ることを目的とする。

(対象工事)

第2条 制限付一般競争入札に付する工事（以下「対象工事」という。）は、次に掲げる工事の種類及び設計金額に基づき、千歳市建設工事請負業者選定及び指名基準に関する規程（平成3年千歳市訓令第3号）第2条の指名委員会において定める。ただし、当該金額に満たない工事であっても、その規模及び技術的難度等を総合的に勘案し、対象工事とすることができるものとする。

- (1) 建築工事及び製造等に特殊な技術を要する機械設備工事 1億5千万円以上
- (2) その他の工事 7千5百万円以上

2 前項各号の規定にかかわらず、工事の性質又は目的により制限付一般競争入札に付することが適当でないと特に認める場合は、他の方法によることができるものとする。

(入札の公告)

第3条 市長は、対象工事について千歳市契約規則（昭和39年規則第27号）第4条の規定により公告しなければならない。

(入札参加者の資格要件)

第4条 制限付一般競争入札の参加者の資格要件は、次に掲げるものの中から、その対象工事ごとに指名委員会で定める。

- (1) 千歳市競争入札等参加資格審査申請に基づく千歳市競争入札参加資格者名簿に登録されている者で、次の各号に掲げるいずれかに該当する者
 - ア 千歳市内に建設業法に基づく許可を得た主たる営業所を有する者で、対象工事ごとに、指名委員会で指定する格付を有する者
 - イ 千歳市以外に建設業法に基づく許可を得た主たる営業所を有する者で、千歳市内に対象工事の契約に関する権限を持った建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく許可を得た営業所を有し、公告開始日までに営業年数が2年以上あり、かつ、対象工事ごとに指名委員会で指定する格付を有する者
- (2) 対象工事と同種かつおおむね同規模の工事の元請としての施工実績があること。
- (3) 対象工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を、専任で配置できること。
- (4) その他その工事の性質に応じ、市長が必要と認める事項

2 前項の規定にかかわらず、指名委員会は、必要に応じ、千歳市共同企業体取扱要綱（平成2年4月1日市長決裁）の規定に基づく特定共同企業体の結成を、入札参加者の資格要件とすることができるものとする。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、制限付一般競争入札に参加することができない。

- (1) 千歳市競争入札参加資格事務取扱規程（平成14年千歳市訓令第20号）第10条の規定による資格の消滅がなされている者
- (2) 対象工事の公告から入札執行日の間に、千歳市競争入札参加資格者指名停止措置要綱第2条第1項及び第3条の規定による指名停止を受けている者
- (3) 前各号に定めるもののほか、公正な取引を阻害すると判断される者
(参加資格の審査)

第5条 制限付一般競争入札に参加しようとする者は、別に定める入札参加申込申請書を提出し、資格の審査を受けなければならない。

(参加資格の審査結果の通知)

第6条 前条の規定による申請があったときは、申請者が入札に参加する資格を有するかどうかについて審査し、申請者に審査結果を通知するものとする。

(入札結果の公表)

第7条 制限付一般競争入札に付した工事については、入札結果を別に定める手続きにより公表するものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、制限付一般競争入札に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成8年4月1日）

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成13年4月2日）

この要綱は、平成13年4月2日から施行する。

附 則（平成14年4月1日）

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成16年12月27日）

この要綱は、平成16年12月27日から施行する。

附 則（平成26年5月1日）

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。